

佐賀県議会 意見書 採択される

地域主権会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題について、平成26年3月末日までに22の都道府県及び政令指定都市において反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、行政改革担当大臣、総務大臣、内閣官房長官及び法務大臣等宛）に提出する意見書が採択されておりましたが、本年7月4日に佐賀県議会においても地方自治法第99条の規定による本件権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官、法務大臣及び行政改革担当大臣宛）に提出する意見書が採択されました。

全調政連 ニュース No.24 06 でも申し上げさせていただきましたとおり、法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題については、移管することにより国民及び地方の負担が増幅し、登記行政の全国不統一への懸念等から、日本土地家屋調査士会連合会及び全国土地家屋調査士政治連盟が一致団結して反対している問題であります。この問題については、平成24年11月15日「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が閣議決定されたことについて、全国知事会が、『本法律案

は、国の出先機関の事務を地方公共団体に移譲することにより、二重行政の解消や地域住民によるガバナンスの強化が図られることや、基礎自治体の意見を大きく反映させることを可能とするなど、真の分権型社会の実現に大きく寄与するものである。

本会（全国知事会）においても、法案を速やかに提出することを強く求めており、法案化に至ったことを率直に評価するとともに、野田総理大臣、樽床地域主権推進担当大臣をはじめ、この間の関係者の尽力に敬意を表したい。今般、衆議院議員総選挙が行われるが、各政党においては、法案に対する論議を深めていただき、選挙後に早期に国会提出の上、成立を期していただくことを強く望むものである。

本会（全国知事会）においても、真の分権型社会の実現に向け、その覚悟を持ち、引き続き全力を尽くす所存である。』との声明発表を行ったことから、国のみの説得だけではなく、地方でも受付を行わない旨の決議を得ることにより双方から反対を表明していくことがより強固な反対運動ができるものとして推進しているものであります。

詳細については以下のとおりです。

地方議会採択一覧

議会	採択若しくは 意見書日付	各議会のHP該当ページ
1 大阪府	2011年3月16日	http://www.pref.osaka.jp/gikai_giji/h2302/2302-03ikensho.html
2 神奈川県	2011年10月14日	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/gikai/p383134.html#01
3 富山県	2011年12月13日	http://www.db-search.com/toyama/ikensho/index.html
4 茨城県	2011年12月20日	http://www.pref.ibaraki.jp/gikai/tayori/tayori201112_pdf/ikensyo.htm#2
5 静岡県	2012年3月16日	http://www.pref.shizuoka.jp/gikai/ikensho/iken2402.html#NO.1
6 福島県	2012年3月16日	http://www.pref.fukushima.jp/gikai/pdf/2402/iken2.pdf
7 北海道	2012年3月23日	http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/honkaigi/29honkaigi/24-1t/ikenan.htm#9
8 鹿児島県	2012年3月26日	http://www.pref.kagoshima.jp/ha01/gikai/topix/iken/h2401/h2401ikensyoketugi.html
9 東京都	2012年6月20日	http://www.gikai.metro.tokyo.jp/opinion/2012/e12i2101.html
10 横浜市	2012年6月21日	http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/kaketsu.html
11 和歌山県	2012年6月29日	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/200100/www/html/giketu/wagi17-068.html
12 岐阜県	2012年7月5日	http://www.pref.gifu.lg.jp/gikai/teireikai/heisei24/h2403teirei/hatuan/touki.html
13 千葉県	2012年7月6日	http://www.pref.chiba.lg.jp/gikai/giji/gaiyou/h24/h24-6-teirei/kaketsu.html
14 高知県	2012年7月6日	http://www.pref.kochi.lg.jp/~gikai/info24-06.html
15 大分県	2012年9月20日	http://www.pref.oita.jp/site/gikai/kaketsu24-3.html#iken
16 長野県	2012年9月28日	http://www.pref.nagano.lg.jp/gikai/chosa/teireikai/houkoku/h2409/giin.html#10
17 徳島県	2012年10月12日	http://www.pref.tokushima.jp/gikai/honkaigi/h24/gika1209-ikensho5.html
18 埼玉県	2012年10月15日	http://www.pref.saitama.lg.jp/page/gikai-gaiyou-h2409-5.html
19 石川県	2012年12月19日	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gikai/gaiyou/201211/mokuji201211.html
20 山梨県	2013年3月22日	http://www.pref.yamanashi.jp/gikaisom/h25_2ikennsho.html#c1
21 名古屋市	2013年12月6日	http://www.city.nagoya.jp/shikai/cmsfiles/contents/0000054/54230/chihouhenojou-ikensyo.pdf
22 奈良県	2014年3月25日	http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=35183
23 佐賀県	2014年7月4日	http://www.pref.saga.lg.jp/web/at-contents/gikai/singikekka/gjiroku/_81308/_81311/_81655.html



議案等の審議結果

意見書案と採決状況

意第13号

可決

登記の事務・権限等の地方への移譲に反対する意見書(案)

現在、地方分権改革を推進するため、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づき、国の出先機関の原則廃止の姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の委譲など抜本的な改革の検討が進められている。

国と地方の役割分担の抜本的な見直しは、真の地方自治の実現に欠くことのできない重要な課題であり、国から地方への事務・権限の移譲等については、税源移譲等による確実な財源措置の実現とともに、今後とも強力に押し進められなければならない。

しかしながら、法務局が行う登記事務は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する事務であり、中立性・公正性の高い機能を有しており、また、国民の権利擁護に係わるものであるため、全国的に統一された事務処理基準を堅持する必要がある。

また、登記事務の執行にあたっては、高度な法律的専門知識に裏付けられた判断が求められており、地域によって運用に格差が生じることがないように配慮すべきであり、登記事務に従事する専門職員の教育や研修は、長期的な視点をもって、国が一元的・体系的に行う必要がある。

よって、国会及び政府に対し、法務局が担う登記の事務及び権限等を地方への移譲対象としないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月 日

佐賀県議会

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
衆議院議長	伊吹 文明 様
参議院議長	山崎 正昭 様
総務大臣	新藤 義孝 様
法務大臣	谷垣 禎一 様

内閣官房長官 菅 義偉 様
行政改革担当大臣 稲田 朋美 様

以上、意見書案を提出する。

平成26年7月4日

提出者	留守茂幸	石丸 博	石井秀夫	武藤明美	木原奉文
	伊東猛彦	稲富正敏	竹内和教	伊藤 豊	中倉政徳
	福島光洋	藤木卓一郎	石倉秀郷	桃崎峰人	土井敏行
	指山清範	古賀善行	大場芳博	田嶋信幸	岡口重文
	原田寿雄	宮原真一	坂口祐樹	向門廣人	米倉幸久
	八谷克幸	定松一生	川崎崇博	服巻稔幸	古賀陽三

佐賀県議会議長 木原 奉文 様